

第56回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

平成25年9月24日(火曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (18名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	伊 東 静 夫		
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (1名)	南光支所長	小 野 功 記		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 65 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 2. 議案第 66 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 3. 議案第 67 号 平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 4. 議案第 68 号 平成 25 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 5. 議案第 69 号 平成 25 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 6. 議案第 70 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 7. 議案第 71 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 8. 議案第 72 号 平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 9. 議案第 73 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 10. 議案第 74 号 平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 11. 議案第 75 号 平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 12. 議案第 76 号 平成 25 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 13. 議案第 77 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 14. 議案第 78 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（西岡 正君） 早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠に御苦労さんでございます。今日は、2 日目でございます。本日も、よろしく慎重審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。日程に入ります前に、開会日提案の税条例の一部改正する審議における発言の訂正について、税務課長から申し出がありますので、これを許可いたします。

税務課長（橋本公六君） おはようございます。再度、お時間を頂戴して、申し訳ございません。

内容は、11 日の決算特別委員会の中で、訂正させていただいたものと全く同じなんですけども、議会事務局のほうから、本会議の訂正は、本会でなければできないというふうにご指摘をいただきました。その関係で、改めまして、訂正をさせていただきます。

10 日の本会議での佐用町税条例の一部を改正する条例のご審議をいただきました際に、

鍋島議員さんのほうからご質疑をいただきました答弁につきまして、私の答弁が間違っておりますまして、鍋島議員さんのほうから、佐用町条例附則第3条の2、第2項の改正で法人町民税の納期限の延長にかかる延滞金の率については、改正後は、私のほうが3パーセントになるというふうに答弁をいたしました。議員さんのほうから、特例基準割合と表記してあるから1パーセントを足さないから2パーセントが正しいのではないかというご指摘をいただきました。

その際に、私のほうが3パーセントですということに答弁をいたしました。確認いたしましたところ、猶予をしているということも考慮しまして、1パーセントを軽減して、2パーセントが正しいということにございましたので、申し訳ございませんが、訂正の上、お詫びをさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（西岡 正君） はい、以上で報告は終わりました。

それでは日程に入ります。日程第1から第14につきましては、9月10日に、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行いますので、よろしくお願いをいたします。

日程第1．議案第65号 平成25年度佐用町一般会計補正予算案（第2号）の提出について

議長（西岡 正君） まず日程第1、議案第65号、平成25年度佐用町一般会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） ページ、4ページ、各金額が起債の分で増えておるわけなんでございますけれど、これ、いずれも利率が3パーセントということで、今まで借りておる分です。その3パーセントを超えて高いやつについてはですね、いくらぐらい金額と件数があるんでしょうか。そこらへんについても教えてください。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） お答えします。

その決算の時に資料を提出させていただいておりますので、ちょっと本日、持ち合わせておりませんが、それを、ちょっと、照会、見ていただいたらと思います。よろしくお願います。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） まず、歳入の関係から伺います。

6 ページの関係です。6 ページの中の国庫補助金の中で、総務費国庫補助金、市町村合併推進体制整備費補助金の 2,710 万円の補正でありますけれども、これは当然、歳出の中で庁舎整備の関係で充当されておるわけですが、そこで伺いたいのは、一つは、この合併体制推進補助金というのは、合併時、懐かしい言葉なんですけれども、これの国庫の補助が、当初予算の時、なぜ、このずっとできなかつたのかという点ですね、そういう知らせがなかったのかののかも分かりませんが、当初予算では、なぜ、これを財源できなかつたのかということ。

それから、ついでに、この合併の推進措置であります推進体制補助金ですけれども、確か上限額、佐用町は 3 億円だと思っておりますけれども、これで、今の交付状況ですね。限度額と交付状況。

それから、ついでに 2,710 万円の根拠は、どういう根拠になっているのか。

そのあたりについて、ちょっとお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

[総務課長 挙手]

総務課長（鎌井千秋君） ちょっと、質問の順が、後先になるんですけれども、この限度額については、3 億円ということで、今回の、この 2,710 万円で使い切るということ。終わりでございます。

それから、この根拠ですけれども、根拠は、3 億円の残額ということで、2,710 万、そのものでございます。

それから、当初予算で、なぜ入れなかつたということですが、これは、当初予算に、庁舎建設等の中に入れてもよかつたんですけれども、当初の中では、合併特例債等の充当の中で、ある程度の金額固まった時点で、この 2,710 万を差し引いた残りで起債を充当するというので、今回、補正を挙げさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、続いて同じ 6 ページの、その下ですけれども、地域元気臨時交付金との関係であります。公共投資の、公共事業の地方負担分の緩和ということで、交付金制度になっておるわけでありまして、財政力の低い自治体に交付率が高いという仕組みになっているそうです。

それで、ちょっと、今回の歳出状況見ますと、32 ページのホテルドームの屋根工事に 2,000 万円ほど、これ充当されています。これが、工事費からすると 97.1 パーセントの交付率と。

それから、商工費の笹ヶ丘公園の駐車場の関係では、約 47 パーセント。交付率が極端に違うんですね。このあたりの違いは、なぜ起きているのか。そのあたりについて。

議長（西岡 正君） はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） これは、充当率とかいうことではなく、地域の元気臨時交付金が、佐用町に当たるものが、3,123 万 3,000 円でございます。

〔鍋島君「ああ、そういうことか」と呼ぶ〕

総務課長（鎌井千秋君） それを、振り分けたわけでございます。

この事業につきましては、地方の負担が建設地方債発行対象経費であるものについては、充当されますので、その関係で、それぞれに振り分けたわけでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、同じページの、その下ですね。社会資本整備総合交付金の関係で伺います。

374 万 5,000 円の補正でありますけども、歳出の関係で見ますと、多分、これは、町営住宅長寿命化計画の関係ではないかと思うんですけども、それでは、分かりませんが、まず、長寿命化計画の関係であれば、なぜ当初に予算化しなかったかというね、財源内容ですけれども。

それから、次の 7 ページですね、7 ページの県委託金の中に、住生活総合調査委託金 8 万 6,000 円というのが、計上されています。これも、この土木費の関係の住宅費の関係でされているのかという点の確認です。

それから、もう 1 点は、この財源補正がありますけども、当然これ、歳出総額が変わらないから、どの歳出か分かりません。長寿命化計画じゃないかと思うんですけどね。そのあたりの、この財源のしている歳出は、何なのか。このあたりのことを、説明願います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 失礼します。

まず、社会資本整備総合交付金につきましては、これは、公的賃貸住宅の家賃低廉化事

業の絡みでございます。これは、久崎第2住宅が23年度に新築になりまして、それを、従来は交付税だったんですけども、それが交付金に変わることによりまして、金額が確定しましたので、ここに計上しております。

次の住生活総合調査委託金でございますけども、これは、住宅・土地統計調査、同年で5年ごとに実施する調査ですけども、これはとりあえず職員の中で調査を行います。そういう意味で、従来、事務費等を予算に課しておりますので。新たに支出は伴いませんけども、入だけを金額が確定しましたので、計上しております。

あと、先ほど申しました社会資本整備につきましても、これは出は伴いませんので、入だけでございます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

16番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） 井上議員。

7番（井上洋文君） 7ページの立木の売払代金というのが載ってますね。10万1,000円ということなんですけども、これは町行造林の、この立木の売払なんですかね。この出の22ページとの関連なんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。はい。

町長（庵途典章君） これずっと継続してやってます秀谷の今、残土処分地の町が買収をして県に提供をしております。それ、工事に伴ってですね、段々と少しずつ、その必要なところを伐採した。それを、売却できるものをですね、町が立木補償をして、全て町有、町の財産と思っておりますので、それを売却して、少しでも収入を得ようということをやっております。はい、その分です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 分かりました。
この町行造林のんと、また、全然別な、

〔町長「ええ、全く別です」と呼ぶ〕

7番（井上洋文君） 分かりました。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） 金谷議員。

5 番（金谷英志君） 11 ページの防犯対策費、工事請負金の内容について。

議長（西岡 正君） はい。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

企画防災課長（久保正彦君） 工事請負金の内容につきましては、消防の筒先等が、たくさん盗難にあっておりますので、防犯カメラを設置して抑止効果を狙いたいということでございまして、その防犯カメラ設置工事の3カ所分を、ここに予算計上させていただきました。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 今、3カ所言われたんですけども、その筒先とか、その防犯上のやつですから、いろいろ地域からも要望上がってきていると思うんですけども、この3カ所というのは、どういうふうにするか、その設定されるか。ほかにも、いろいろあると思うんですけど。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 現在ですね、既設の箇所が4カ所ございます。それがですね、三日月、それから上月の上秋里等についておるんですけども、今度、ここへ3カ所挙げたのはですね、筒先盗難が多い幕山の方面。福吉とですね、それから北からの入口ということで、平福の地域内。それから、三日月のローソンのところの交差点が、かなり交通量が多いということで、そのあたりにつけさせていただく予定にしたいと思っております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） その今後まあ、増えてくると思う。本年度、今、4カ所、今あって、その3カ所を増やすと。ずっと、これでもう足りるのかなという気はするんですけども、その点、3カ所だけに限られたというのは、ちょっと、もう一つ、説明はどういうことでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 当面これ、3カ所だけつけてですね、様子を見たいと思っております。

5番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 25ページね、15の13委託料、1,248万5,000円、これは、どこへ委託されて、どの程度、どこまで突っ込んだ計画をつくられようとしておられるのか、そこへんの説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。
25ページですね。

3番（岡本義次君） 22ページ。

議長（西岡 正君） ああ、22ですか。ごめんなさい。

3番（岡本義次君） 22の15の13。

議長（西岡 正君） 委託料ですか。これ。委託料やね。

3番（岡本義次君） うん。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これは、今度一般質問でも、たくさんいただいておりますけども、森林、今の森林状況を、どういった形で佐用町の中で取り組んでいくかといったことについての取り組みをしたいということでございますので、これを、何とか計画を立ててですね、どういったものができるだろうかといったことも含めた計画を立てたいということでございます。

〔岡本義君「どこ、どこへ委託するん」と呼ぶ〕

農林振興課長（茅原 武君） これは、まだ、決まっていません。

当初、私ども、ここでちょっと、蛇足で申し訳ないんですけども、この予算を組んだ時にはですね、まだ、補助金という形ではなかったものですから、これは災害復興基金を使わせていただきたいということで、当初、災害を防ぐという意味もありましたので、そう

いった形での財源をもくろんでおったわけですが、初めには、林野庁のほうへということ
で、お願いしておったんですが、林野庁のほうだめだということで、それとあと、総務
省のほうも、同じようなことやってまして、そちらのほうへお願いをして、何とかならん
だろうかということでの計画を提案してましたら、そちらのほうで、1,000 万円がつくと
いうことでございます。

これは、また、予算の組みかえをさせていただくわけですが、そういった総務省の
計画をつくれるという予算を財源としまして、今後、取り組んでいきたいと思っています。

今回、この補正予算の中におきましては、財源としては、いわゆる一般財源を充当させ
ていただいておりますということなんですけれども、丸々ですね。これ、組みかえをさせてい
ただきたい。今日、明日じゃないですけども、次の時には、ということでの計画をもくろ
んでおるといことです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 一応、そうやって委託してですね、計画立てられるわけございま
すけれど、その、どういうんですか、実施段階までいくんですか。それとも、いかないん
ですか。その計画だけですか。あくまで。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 当然、今、私どもは、これから取り組んでいく課題の一番大き
なものは、いかにして山から木を出すかということでございますので、ここを基本的には
捉えた計画をつくっていくということでございます。

ですから、当然、山から木を出すことについてもそうですし、そういったものも加工、
利用していくことも含めますし、中間的にですね土場が必要であれば、中間のそういった
材木を貯木していくところですね、こういったものを、どういう形でやっていくかとか、
そういったものも含めた計画をつくっていききたい。最終的には、山の木を流通させる
ということに結びつける計画をつくりたいということなんです。

非常にこう、大きなお金が、今後必要になってきますので、こういった計画の中で、ど
こまでできるかというのを、見極めていく必要もあるかと思えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） そしたらページ、25 ページ、20 の道路新設改良費やね、これの 15
番の工事請負費 1,130 万。それから下の 22、物件移転等補償金 500 万。これについての
内容について説明してください。

議長（西岡 正君） はい。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 失礼いたします。

まず、工事請負費の1,130万でございますが、平福保育園進入路で約550万円。それと、久崎交差点付近の上河原高岩線の工事請負費といたしまして580万円。これ、県委託で久崎交差点のところを予定しておりましたが、なかなか堤防の確保もできず、委託をちょっと断念しまして、町で、町施工でしようということで、ここで、ちょっと予算を組みかえさせていただいております。

それと、補償金の500万円につきましては、平福保育園入口の進入路の整備するんにあたりまして、五輪塔の移設と、小山安川線の倉庫の補償ということで、400万円挙げさせていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ちょっと待って、3回過ぎましたので。

〔岡本義君「今の」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 3回過ぎましたさかい、次また。えっ、3回じゃないですか。

〔岡本義君「そのことについて」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、分かりました。もういっぺんだけ。そしたら。

3番（岡本義次君） 今、どういうんですか、工事請負の中でね、平福の分は進入路分かったんですけど、久崎のとは、どういうんですか、信号機のとこを、右へずっと入っていく、そういう町道を新しくつけると、こういうことですか。

建設課長（鎌内正至君） そうです。久崎交差点を南向いて右側へ入る新しい道でございます。

3番（岡本義次君） そうですね。はい。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 関連しますが、そのさっきの工事費の平福保育園の進入路ですけども、これは、前から議題に挙がっていると思うんですけども、その中でですね、協議会の、保育園の協議会の中での了解は得られているのかどうか。そのへんをお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） はい、失礼します。

この件につきましては、協議会、または、それ以前の各3懇談会の中でも、保護者の方、また、地元の代表の方からご要望いただいた件でございますので、その後、懇談会から協議会になりましたら、その件につきましては、委員さん、また地域からの要望という形で出ておりましたので、私ども検討させていただきまして、今回、補正予算に挙げさせてもらったということでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） ということは、了解を得たということだと思います。

で、次に、8ページなんですけども、ずっと戻りますが、8ページのね、10節、雑入、これ2、4、6件ほど書いてありますが、これ、それぞれの説明をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） まず、佐用・IDECメガソーラー有限責任事業組合の事務費でございますけれども、これは、有限責任事業組合で運営をしておりますので、その件、うちの職員がかかわっている分について、事務費として1カ月当たり10万円が支給されるものでございます。LLPのほうからね。

それから、その一、二、三、四つ目の中国道救急業務支弁金ですけれども、これはですね、高速道路はですね、一般の管轄ではない救急業務等ですね、管轄外になりますので、それについての支弁金がネクスコのほうから支給されるというものでございます。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、あの、

〔「返事が、まだ出てないがな」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） まだ、残ってます。

16番（鍋島裕文君） ああ、ごめん、ごめん。

議長（西岡 正君） ああ、すいません。もう一つ、

〔笹田君「物件移転」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、答弁。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 次の物件補償の関係でございます。6万円。これは、林崎にありますところの急傾斜をやった場合の町行造林をしている、これの補償費でございます。これが、22パーセントでも、入で入ってきておりますが、四分六での地元との町行造林契約をしております、こちらで2万4,000円を出とするという事で予算を組んでおります。

議長（西岡 正君） はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） そしたら3番目の派遣職員の給与費の弁償費でございますけども、これにつきましては、にしはりま環境事務組合派遣職員2名の分。これについては、1,816万3,000円で確定しましたので、当初、1,854万6,000円置いておりました。この分については、38万3,000円の減でございます。

それから、光都土木事務所の派遣職員、これ1名は、当初から町負担で置いておりましたが、もう1名につきまして県負担で職員を派遣しております。その分が635万7,000円。これ差し引きしまして、597万4,000円の増ということになります。

それから、携帯電話等エリア整備事業者の負担金でございますが、これにつきましては、当初、事業費を779万とみておりました。予算しておりました。で、779万の9分の1で、86万5,000円でございますが、今回、事業費が847万2,000円ということになりまして、その9分の1で94万1,000円。差し引きしまして、7万6,000円の、今回の増でございます。これは、NTTドコモの事業者負担でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 終わった。

8番（笹田鈴香君） もう1回いきます。

議長（西岡 正君） 3回ですよ。

8番（笹田鈴香君） そしたら、その中の佐用・IDECメガソーラーの関係ですけども、

先日も、上月のほうで見させていただいたんですが、その時にも、これを生かしながら、また、申山のほうでも、今、やられているんですけども、生かしたいということを言われておりましたが、申山の関係で言いますと、今、どれほどの進捗状況か。で、今までの報告では、平成 14 年の、すいません。まあまあ、稼働が、また、稼働で、発電されるということを知っているんですけども、計画どおりに進んでいるのかどうか。お尋ねします。

それは、なぜかと言うと、ちょっと、複数の方から、どういう進捗状況だということを聞かれましたので、気にされておりますので、ぜひ、この進捗状況をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 現在ですね、申山につきましては、用地の造成工事を行っている最中でございます。

で、組合がするんですけども、その中で9月中に契約を行う予定にしております。

その後ですね、11月頃から工事が始まるのではないかとというふうに予定をしております。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、ちょっと先ほどのね、25 ページの関係、平福の保育園の関係じゃなくて、久崎の上河原高岩線の関係でありますけども、ちょっと確認したいのは、この工事費として 500 万円、町単の工事として入れたということでもありますけども、その上に、道路工事県委託料が 780 万円減額になっています。当初、これが上河原高岩線の県委託だというように思っていたんですけども、この金額の差がですね 280 万円あるんですけども、このあたりは、何なのかということと。

2 点目に、先ほどの確認では、河川改修工事のほうで、県委託では遅れているということだったんですけども、はっきり言って、町単ですれば、もう今年度かかれるけども、県委託でやれば、河川工事の進み具合で来年度になるとか、そういう判断の下で、町単独にされたのか。このあたりの確認をさせてください。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） ただ今の県事業のほうが、あの付近終了いたしまして、今度、新笹ヶ丘橋の工事着工まで、土木の工事がございません。それで、用地交渉のほうが、まだ、まとまっていないという状況で、26 年度の着工を、今、目指しておられるところです。県のほうで。ということで、町道のほうを先行してしたいということで、今回、組みかえをいたしました。

それと、もう 1 点、道路工事の県委託料の 780 万円。それと、今度、町でします 580 万円と委託料の 200 万円、780 万円。委託料というのが上に 200 万円あると思うんですけども、その 200 万円と工事費の 580 万円で 780 万円。で、委託料 780 万円と相殺という

ことになります。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） はい、それじゃあ、分かりました。

じゃあ、22 ページお願いします。林業振興費の関係で、先ほどの岡本議員の課長説明の中で、ちょっと聞き間違いかも分からんけども、確認します。

この森林資源活用調査委託料を、この財源内訳では、その他で、特定財源で 1,246 万円出てますけども、この予算では、災害復興基金、これはもう特定目的基金ですから特定財源になります。で、挙げているけども、国の補助がつくようになったので、これまた、変えますというようなことが言われました。

だったら、これは、1,246 万円というのは、森林資源活用計画策定委託の財源ということなのかという確認ですね。

それから、2 点目に、それでそうであれば、災害復興基金というのは、当然、条例があります。何のために処分できるかという点では、災害の復旧事業、復興事業含めてですけども、その基金条例から照らして、森林資源活用計画というのが、妥当な処分なのかどうか。基金条例からですね、そのあたりはどうなのか。この 2 点お願いします。

[農林振興課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これにつきましては、私どもも財政のほうと協議をしまして、災害を減少させるということでの基本的な考えの中での森林資源を、どのように活用するかという、そういった観点での取り組みをしたいということで、財政的には承諾を得たということでございます。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 関連で、22 ページ、再三質問に挙がっているんですけども、根本的なところ、僕ちょっと理解できないんで聞くんですけども、この森林資源の活用計画の調査委託ですね、事業費が 1,200 万、事業費からすると、25 年度残り 6 カ月、5 カ月間で消化するには、ちょっと、どのような、ほんまに調査をされるのか。その具体的な内容ですよね。

で、この 1,200 万に挙げている積算根拠というんですか。例えば、その上位法なり関係機関なんかで、こういう計画を樹立しなさいということで、モデルがあるのであれば、その積算だけ、積算内訳だけいただいたらいいかなと思うんですけども、ちょっと、通常の調査委託からすると、1,200 万、相当のボリュームがある内容かなと。

だから、どういうふうなものをイメージして、どういう委託先に、委託しようとしてい

るのか。当然、年度内に完了の見込みがあって予算計上されていると思うんですけども、もう少し詳細な委託業務の内訳を説明してください。

[農林振興課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これの内訳といいますか、組み立てておりますのは、ほとんどが人件費でございます。そういった調査をしていただく関係等含めまして、人件費等に450万ぐらい充てておるということ。

それからあと、調査に必要な諸経費等につきまして790万ぐらいを充てておるということでございます。まあ、合せて1,248万5,000円ということでございますが、あと計画の内容につきましては、これから詳細については詰めていくということで、先ほど申しましたように、流通、それから山の管理、このあたりを含めまして、全体計画をつくっていくということでございます。

議長（西岡 正君） はい、石堂議員、よろしいか。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） すいません。くどいようですけども、人件費で450万みているということは、通常1人の人間が1年間張りついて頑張るボリュームだと思うんですよ。

で、さらに言えば、その関連で790万ということで、それが残り5カ月、6カ月できちやうのかなという気がするんですよ。

まあ、要は、何が言いたいかということ、本当に役に立つ計画書を、本年度内に早期につくりたいということで、相当数の人間をあてがって、短期間にやるんだったら、その短期間にやる目標で、こういう計画書をつくりたいんやというのが、もうちょっと具体的に示せられていいのかなという気がするんですけども、これは、多分、町長も、当然、内容的なことは、協議されていると思うので、具体的にね、どういうふうな実効性に結びつく計画書をつくらうとしているのか。調査結果を見出そうとしているのか、そのあたり、町長のほうから、ちょっと答弁いただけますか。

議長（西岡 正君） それでは、町長、はい。

町長（庵途典章君） もうちょっと、課長がしっかりとね、本当に、内容をね、説明をしなきゃいけないと思います。

ただ、これは、ずっとご質問も、いろいろと意見もいただいている中で、森林整備計画、これは、町としてもですね、今の補助制度の中で、間伐等を、これから行っていきながら、また、その資源をですね、木質バイオマス、燃料等にも活用していくような、そういう仕組みをつくっていく、これは森林組合と一緒にですね、取り組んでいきたい。

そのためには、まず、そういう全体の佐用町の中で、どういう、それぞれの地区、地区で、この団地化をして、そのための計画をつくっていくか。それと同時に、そのことによ

って道路、また、林道ですね、そういうものをですね、いかに搬出ができるような、この単位、単位、できるところをですね、まず、どういうところができて、どの程度の材積が確保できるか。それには、どういう経費がかかるのか。どういう整備をしていかなきゃいけないのか。そういうですね、やらなきゃいけないこと、いっぱいあるんです。

ただ、それについて、なかなか今、全く、総合的なことが何もできていないというのが、実際、現実です。

今回、担当のほうもですね、何か、そういうことを、まず、具体的な検討の、細かいところまではできなくてもですね、基本的な計画をつくって、それで、できるところから、まず、スタートをしなければいかなんかというところで、そういう、その計画をできるような、そのために必要なね、財源を、何か確保したいということで、いろいろと研究をしてくれました。

で、その中で、林野庁のほうにも相談をかけたんですけども、なかなか林野庁として、そういう合うような、今、補助制度がないということで、総務省のほうの、そういう計画に対しての補助制度、補助メニューがあるということで、ただ、それが、すぐに今、申し込みをして手続をしているんですけども、今回の補正には間に合っておりません。

で、先ほど、課長も申しましたように、この事業というのは、やはり森林の整備ということは、災害に強い森づくりをやっていくということが、一つ大きな、片方に目的があります。

それと森林資源を、いかに、そのために活用して、これまで育ててきた、この木材、森林をですね、経済的にも、改めてまた、森林所有者に対して還元できるようにする。

こういうことの二つの大きな目的がありますのでね、災害の復興基金、これも今、荒廃溪流等の整備等やっているのと同じような考え方でですね、それに目的に即した事業であろうということで、とりあえず現在では、災害復興基金を充てようということにしております。

ただ、今言いましたように、総務省のほうに、そういう今、申請をさせていただいて、それを今後、活用させていただきたいというふうに思っています。

その内容については、担当のほうも、そういう細かくですね、というのが、まだ、大きなイメージの中で、計画の枠組み、概要を捉えて申請をしているんですけども、これから、地域、地域、資源、山の状態というものを調査し、また、その団地化をし、その整備計画を、地区、地区でつくり上げていくという、そういう下準備ですね、計画を、まずやっていく。

それを、その中から、木材を、いかに搬出する。搬出するためには、機械の整備も要るでしょうし、どういう条件整備をしなければいけないかということ。場所によっては、中間的な木材の集積場ですね、そういうものが必要であるとか、それから、その搬出先によってはですね、その搬出するための機材、それから人員、そういうものも、どれぐらい要るだろうという、そういう計画をしていこうということです。

ですから、確かに言われるように、今、あと半年もない中でね、全てのことができないかもしれません。それは、場合によっては、できるかどうか分かりませんが、補助金の内容によっては、繰り越してでも、来年度も含めてね、これは取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） その関連ですけど、今、町長は、そういうふうな計画だと言われるんですけども、これは、森林については、農林水産省の林野庁が管轄であって、その総務省の採択されるような事業がついたからと言われるんですけども、これ政府のほうで、元々、民主党時代ですけども、森林・林業再生プランというのがあって、その実現と目標年度と 10 年間、これやる計画らしいんですけども、その中に計画、町長、今、こういうふうな計画や言われましたけど、農水省が挙げている、その森林再生プランでは、路網の整備、搬出間伐、技術者の育成、森林組合の改革、国産材の流通構造の改革、こういう具体的な計画が、農水省の林野庁の計画では、こういうような再生プランが挙がって、先ほど、総務省のほうでやられるのは、総務省やったら、バイオ関係の、その関係かなと思うんですけど、むしろ、このほうに則ってやるべきであって、それ外れるような、これは基本だと、今、私が言いましたね、農水省のプランなんかのほうが、それが基本立てて乗るべきだと思うんですけど、その総務省がやるか、それ、また、組みかえると言われましたけれども、そのほうの計画と、政府の方針というかね、林野庁の方針とは、それが、補助金なんか、交付金なんか分かりませんが、その関係では、この計画は、どういうふうになっていくんでしょう。

具体的な、町長、自分の頭の中にある計画は、町でやるやつはこうやというふうに挙げられたんですけども、国のほうとして、こういうプランがあるんですかね。これに則ってやれるんかなと思うんですけど、どうでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 農水省が示しているような、そういうプランね、森林のこれからの整備、また、森林資源の活用、これでは当然、そういう林内路網でありますとか、搬出でありますとか、それを行っていく、その作業、これを主体的にやっていく森林組合の改革、こういう点、これは基本的に一緒です。

私が、今、申し上げているのも、そういうことをやって、最終的に、その目的として、総務省がやっている、この木材資源を木質バイオマス等にもね、活用していく。これは、一つは、そういう活用の方法というものはあるわけですけども、ただ、それをするためにも、その山のほうとしてはですね、整備、計画的な、やっぱり搬出ができ、作業がしていくようなことを、きちっとやっていかないと、そのエネルギーなり活用にもできないわけですから、ですから、できるだけ、それは、農林省なり、林野庁、そういう補助金とか、支援というのは、これは当然、もらえるように、いただければ一番いいんですけども、目的としてやっていることは、基本的に全部一緒なものですから、今、採択していただける、そういう制度、それには、できるだけ研究して乗ってきたいという形だけで、総務省だから、ただバイオマスだけを目的のねことを、やっていったらいいというわけではないというふうに、私は思っております。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 22ページの、その今の下の分の、この立木の補償の分配金2万4,000円に関連してなんですけれども、これ、町行造林というのは、収益の歩合の町が10分の6ですか、それで地権者が10分の4なんですけれども、これ町行造林、この地権者との契約なんですけど、どのぐらいの範囲、どのぐらいの契約をされているんですかね。

それと、この町行造林というのは、どんなメリットがあるんですかね。

最近は、この地権者との契約というのはあるんですか。そこら、ちょっとお聞きしたいんですけど。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 全体の量は、今、ここに持ち合わせておりませんので、お答えできませんが、考え方としては、今のところ、新たに出てくる町行造林ですね、これは、ございません。

あと、メリットの話ですが、メリットとしてはということになると、やはり地元で、施業ができないことについて、町が代わってできるということ、これは大きなメリットであろうかと思っております。

同じような形でやっておりますのは、公社造林とかいうのがございまして、こちらも、当初では、四分六、4対6の割合でということでしたんですが、非常にこう、木材価格が低迷しておるといようなことで、8、2に、割合を8対2にできないだろうかといったような取り組みが、今、なされておって、ほとんどの地域で、そういったところ、公社造林等があるものについては、8対2の割合で持って行っておられるということ。

町行造林につきましても、ここを、どう捉えていくかというのは、今後の課題だと思います。

実際、山で木を出しましても、ほとんど、地元へお返しするところがないので、まんが悪ければ赤字になるようなところが出てきておるといのが、今、みどり公社等がやっておられる造林の伐採の関係でございまして。

ただ、木材関係につきましては、全てが金になるという、40年、50年の木ばっかしが出すわけではないので、20年ぐらいの若い木を出しますと、どうしても経費のほうに取られてしまう。市場へ持って行きますと、それほどいい値では売れないといようなことがございますので、ここらへんは、造林という、長い目で見ますと、それが一つの通過しなくてはいかん林齢、年ですね、40年、50年迎えるためには、やっぱり20年、30年の、その時に伐採をして、間伐を入れていくと、こういったことは、どうしても必要でございますので、赤字が出るということについての取り組みを、今後、いかに小さくするかというのは、これも先ほどの計画の中にあります、そういったバイオの問題であるとか、また、大きな考え方につきますと、そういったものを、うまく加工、利用できる方法がないかといったものを、今後、計画の中でも、慎重にこう、見極めながらやっていくと。

結果的に、それが今言います経営に結びつくかというところが、一番肝心なところだと思っておりますので、ここを今後、計画を進める中でですね、町行造林のあり方等も含めまして、検討していく必要はあると思います。

議長（西岡 正君） はい、井上議員、よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 町行造林の、この条例見ましたら、原野もということなんですけども、どんなんですか。その割というのは、やっぱり原野もあるわけですかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 基本的には、原野というのは、入ってはない。そういった地域的に、それを含めてやるということは、あるということでしょうけれども、町行造林をやったところが、契約の中では、造林を行ったところですね。これが、今の佐用町の町行造林をやっている、契約部分だということ。

面積等につきましては、また、必要であれば調査して、井上議員のほうへ報告させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 民生費の16ページ、子育て支援センター運営費、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料200万と、それから歳入というか、債務負担行為の3ページに、これの業務委託として230万円挙がっています。まず、この点、金額的に差があるんですけど、これの内容とか、それから、委託についての内容について、説明をお願いしたいのが一つ。

それから、もう一つの質問は、29ページからの教育費の中で、小学校費、29。それから30ページが中学校費、それぞれ、今回、新しい、当初予算になく、新たに計上されたものがいくつかあります。特徴的なものがあるんですけど、その内容について、説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） それでは、まず、1点目の子育て支援に関します補正予算の件でございます。

子ども・子育て支援法の成立、子ども・子育て関連3法の関係でございますが、その関係で、昨年、24年の8月に関連法案が成立をしております。そういったことで、その法に

基づきまして、佐用町におきましても子ども・子育ての計画を立てていくと。そして、それに基づきまして、国が指示をしております、平成 27 年 4 月、平成 27 年 4 月から実施できるようにということで、それぞれ会合等が、今、持たれており、また、資料等が各市町のほうに下りてきているところがございます。

その中で、町としましても、その計画を 27 年 4 月の施行に基づきまして計画を立てていくということで、今回、補正の中にニーズ調査から、各関係者の方からのニーズ調査、そして、それに伴います各市町、町ですね、佐用町の目的量、そして、今後の施策等を踏まえて、概ね 26 年の夏ごろまで、26 年の夏ごろまでに、その素案を考え、その後、県に認可の申請を持っていくと。そして、その後、やり取りをし、最終的に 27 年の 3 月に最終認可をいただきまして、27 年の 4 月から伴っていくという予定でございます。

なお、金額につきましては、見積もり等、また、近隣市町等を参考にさせていただく中で、やはり、だいたいこの金額ではなかろうかということと、1 年ではできないということも、実質、コンサル等のほうからも話を聞いておりますし、2 年間でやっていきたいということで、今回、230 万と 200 万の、それぞれの予算を計上させていただいているという状況でございます。以上です。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。そしたら、教育関係をご説明申し上げたいんですけども、項目についてはね、ここに挙がっている項目、大きなのは、当然、統廃合に絡む経費でございます。

で、それ以外のとこでいきますと、小学校と中学校が人事異動の関係で、まず、賃金ですね。小学校 260 万ほど下がっていて、中学校が上がっていると思うんですけども、これは、正規の中学校の職員、用務員さんが、中学校の用務員さんが小学校と入れかわったという関係で、一般職の給料が下がって、片一方は上がっているというような、非常勤と正規職員との差で、これで挙がっております。それが、小学校と中学校の賃金の差でございます。

それから、あとですね、あとは、一般的に統廃合に絡む経費でございますけども、上のほうからいきますと、まず、印刷製本費は、校歌等募集関係の印刷費でございます。

それから、備品につきましては、600 万というのは、1 校、佐用・江川小学校区と、それから、徳久・中安小学校区、二つで 300 万ずつということで、主には、優勝旗等を含めた校旗とどんちょうそのものじゃないんですけども、周りの幕いうんですかね、それもセットにしたり、それから、校舎に正面についている校章ですね、あれ結構な工事費が要るんですけども、両方で 300 万ずつという形です。

それから、その下の負担金補助及び交付金、これは現在、それぞれの地域で、閉校記念事業の実行委員をつくっていただいております。実行委員会に出す負担金でございますが、額で言いますと、1 校区当たり、まず、記念品のほうにつきましては、平等割で記念品というんか、記念誌ですね、50 万。それからあとは、事業費のほうで、平等割と世帯数割ということで、佐用小学校の場合は 210 万ほど。それから、江川小学校は、133 万。それから中安小学校で 134 万。徳久小学校区は 140 万 5,000 円。こういう形で、それぞれの実行委員会のほうに出す負担金でございます。

それからあと、その下は、環境整備事業の不足分ということでございますけども、佐用小学校の児童数が、ちょっと 3 年生と、昨年の実績で挙げていたんで、14 人ほどプラスに

なっていると。その不足分が、ちょっと追加で挙がっています。

それから、役務費、その他につきましては、備品のマイクロバスを購入する購入費にかかる手数料等でございます。車につきましては、小学校分がマイクロバスが2台。それからワゴン車が2台。それぞれ江川のルートで2ルート。1台マイクロバスとワゴン車。それから、中安小学校区と徳久小学校区につきましては、それも、マイクロバスとワゴン車1台ずつということで、それぞれ各2台ずつの分でございます。

それからあと、下の工事費ですね。工事請負費につきましては、佐用小学校の現在やっている大規模改装について関連する工事なんですけれども、一つは、大きなのが、多目的教室を兼ねたランチルーム、それ西側の昇降口のところに予定しております。それと、スクールバスの車庫ですね。その分で、だいたい7,500万。

それから、徳久小学校区、これも車庫が絡んでくるんですけれども、トイレや、いろんな特別教室の黒板とか、そういう整備で、徳久小学校の改装で700万ということでございます。

それから、公有財産ですね。30パーシ、これは、前にも説明しておりますけども、スクールバスの車庫の予定地ですね。プール、町民プールの入り口のところなんですけれども、その角っこのところに車庫を予定して、その用地買収費でございます。

それから、備品は、ランチルームに入れる机、椅子等の備品でございます。

それから、中学校費につきましては、言ったように、賃金は、小学校の用務員さんの入れかわりで、ここは、賃金が増えているということでございます。

それからあとは、通学対策費、これ、備品購入費で、これもマイクロバスでございます。これは、現在、交流事業等で、部活の交流事業が、今は中心なんですけども、使っているバス、これは、今、閉校の目的、目標年度が平成27年3月ということで、26年度中なんですけれども、先に購入して、それまでの、今現在、大原観光等に委託しておりますけれども、それを何とか、バスを購入して充てたいということで、1年前から補助対象にはなりませんので、29人乗りのマイクロバス1台の車両の購入費が中心でございます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 最初の1項目目の子ども・子育て支援事業計画業務委託の200万の支出と、それから3ページに計上された、その債務負担行為との差というのは、この年度は、その委託ということで、残り30万が次年度、どういう内容になるのか、先ほど、全体的な話があったかと思うんですけれど、この年度は、実質調査が主だということなんですけれど、その点、もう一度、確認したいです。

それから、学校の関係ですけど、2項目目にお尋ねした学校関係なんですけども、中学校の関係では、今、マイクロバス、大原観光に委託して、三土中学校の部活のためにやっているのを、正規に、正規というんか、マイクロバスを購入する。きちっと統廃合の関係で決着してないけれど、1年前なら補助金がつくからという対応なんですか。ちょっと、説明がね、経過説明も含めて、地域では、細かいこと聞いていないので確認します。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） それじゃあ、はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） それでは、1点目でございます。

1点目は、今回の補正で、まず、200万と、それから債務負担で230万。合計、今回の計画にかかわる、こちらの見積もりとしましては、総額430万を考えております。430万のうち、先ほども申しあげましたように、今年度、下期に計画に伴いますニーズ調査等の実施、そして、その取りまとめをしながら、来年度は、それぞれ、それに検討を加えながら最終的に計画書の作成ということになります。

これは、見積もりの内容等を確認しましたところ、やはり今年度としては、その半分まで、概ね200万ぐらいのニーズ調査費用、委託が必要になるのではないかと。そして、債務をかけますので、同一業者によりまして、来年度、残りの、そういう取りまとめ、それから最終的に計画書の作成までを、その業者にやっていただきたいということで、今回、200万と230万の補正予算を挙げさせてもらっております。以上です。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 三土中学校のマイクロバスの購入の件なんですけどね、現在、部活でバレー部と卓球部の子が、多分、土日から、夏休み期間中も行っていたと思うんですけども、それに使っています。

それで当然、27年3月閉校の目標を持って進めている関係で、その26年度中に、どうしてもバスは、当然要ると思うんです。それを買うのに、補助対象も含めてますけども、1年前から対象になりますけども、この今、今回、予算に計上させていただいておりますけども、購入時期はですね、まだ、検討して、12月末か、それから、方法としては、一つは、バスの車検がありますので、長期休暇の時、の時に充てていくということなんで、12月か3月になるかもしれません。それは、ちょっと財政とも、よく協議しながら、調整していきたいと思うんですけども、いずれ対応するバスでございますので、バスを購入しておいて、それ運転業務だけ委託するという方法もございます。

だから、そういうことで、買う、購入する時期は決まっていますが、これからのあれに対応していくために、前もって予算化させていただいておると、そういうことでございます。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 今の関連なんですけれど、マイクロバスについて、今、例えば、中安とか、それから三土、それから江川のほう、話聞いたんですけど、それらについては、今、現在ですね、子供たちが、例えば、距離にしてね、何キロからだったら、集落で乗っていいよというような感じで、どれぐらいなことになるんでしょう。

それと、今、言われた、その大原観光に、車を貸し与えるいうんか、委託をするということですが、小学校の分に、江川とか、それから中安の分についても、同じ考えというこ

とですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） これから、ゆっくり財政とも協議していきたいんですけども、特に
運転業務を、例えば、非常勤の職員を町で雇うとなると、研修と、当然、ホープなんかも、
大原観光もずっと定期的にやっていると思うんです。そういうことが、まず、ちょっと設
定しにくいところもあつたりするので、雇用については、地元の運転手さんを雇ってくださ
いというようなお願いはしようと思うんですけども、やっぱり安全、安心な面からいうと、
やっぱり、そういう業務は、そちらのほうがいいかなと。決めているわけじゃないんです
けどね。方法としたら、そういう形で、車両は、町が買って、運転業務を、一応、運行業
務をやっている会社に委託するというようなことがいいかなと、今のところは思っていま
す。

それと、バスに乗る距離ですね。これは、小学校は、今まで4キロでした。で、統廃合
で、ずっと地域に懇談会等で説明していく中で、もっと近い距離でも、全く下級生、低学
年の1年生から1人で歩いていると。1キロ以上ね。そういうところもあつたりするので、
ただ、距離は一つの目安にしますとけども、極端に、近いいうんか、4キロ以下でね、基
準としては、4キロから3キロに緩和して、バス停を協議していきたいということで、今、
江川も、それから中安校区も、これからつくる運行委員会、スクールバスのね。そこで、
一応、一つの基本は、集落に1カ所お願いします。どうしても、ものすごい長い集落あつ
たら、2カ所になるかもしれませんけども、それは、一つの3キロをめどに、集落で1カ
所ということで、お願いしたいと思います。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） マイクロについては29人と聞きましたけれど、ワゴンについては、
10人乗り？

〔教育課長「13人」と呼ぶ〕

3番（岡本義次君） ああ、13人。

そして、今現在は、何名ぐらいな子が、その基準に達しておる。これから、そういう協
議もしていく中で、まだ、不確定な要素があるんかも分からんけれど、そこれへんは、ど
うですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 29人と申しましたのは、中学校の分は、三土中学校のね、これは、
大人、子供が、中学生、大人になりますので29人です。

それから、小学校の分は、シートをベンチシートに変えていくんで、定員がね、49人乗りになるんです。それで、現状の児童数から言いますと、これ26年から極端に増えてこないんですけども、一応、今、調べているのは、中安方面ですね。2ルート持っているんですけども、宝蔵寺から出てくるところね、多賀と。そのところが43人。安川とか小山も通っていきます。そのルートと、多賀、奥多賀のところ、それが今、8人です。これはワゴン車で行こうと。

それから、江川線は、もう2ルートです。中山、東中山から出る線と、淀。それから、住中通っていく。それで、東中山の線が28人。それから、淀、それから西河内通っていく線が10人という形で、こちらがワゴン車で行けるかなと。

で、当然ね、これからギチギチでは困るんで、というのは、保育園の子もね、時間があれば、できるだけ乗っていけるようにしたいということを考えてますので、人数的には、定員は十分あると思うんですけども、そのへんは、保育所との、また、協議も要りますし、できるだけ時間を合わせて乗っていけるようにしたいなと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） 敏森議員。

4番（敏森正勝君） 7ページの民生費県補助金、社会福祉費補助金として10万円、地域自殺対策緊急強化事業補助金ということで挙がっておるんですが、一つ勉強不足で、非常にこう、分かりにくいなということもありますが、こういった田舎であっても、最近では心の病があって、自分を追い込んでしまう弱い立場の人が見受けられるのではないかなというふうに思っております。そんな中で、この補助金が、どういうように生かされているかということをお聞かせ願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 今回の補正の10万円につきましては、当初予算で、自殺対策につきましては、昨年同様、緊急強化事業ということで、50万円を挙げさせていただいておりました。これは、昨年同様の額というか、事前に県等の調整の中で、50万挙げておりましたが、内示額のほうが出てきましたので、内示額の予算計上、10万プラスの内示額60万の予算を、今回、挙げさせてもらってます。

なお、この事業につきましては、昨年同様、10分の10。一応、100パーセント補助ということで、今回、佐用町のほうも取り組んでおります。

それから、内容につきましては、先ほど、心の病というお話もされておりましたが、相談業務でいきましたら、心のケア相談。心の相談ですね。そういった教室と、デイケアと言いますかね、そういう教室等を開催。その先生に来ていただくとか、また、講演等、それから啓蒙、PRのパンフレット、それから例えば、ポケットティッシュと、そういった形の総額で、今回、25年度は60万を10万プラスで計上させていただいたということでご

ございます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、ほかに。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） 失礼。敏森議員。

4番（敏森正勝君） 先ほど、聞きましたけれども、個々によって、問題が、非常にこう、違ってくるのではないかなというふうに思います。

一つの問題じゃなくって、非常にこう、難しい問題であるなというふうに思っておるわけなんですけど、鬱病だとか、あるいはいじめだとか、友達がいないとか、そういったような状況が、この中に含まれるんじゃないかなというふうに思います。

その中でなんですけれども、言えば、この地域自殺対策ですから、これ結局は、自殺までの、その状況の中で、これを食い止めなければいけないという状況ではないかなというふうに思うんですけれども、そういうことが、はっきり分かるものであればいいんですけれども、分からないと思うんですけれども、そういったところ、どないでしょうかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） ご指摘のとおり、一番本当に難しい問題だと思います。

自殺と、これ地域自殺になっておりますが、本当に、今は、学生から、それから青年、ちょうど、働き盛りの方、そして高年、高齢者にとっても自殺という言葉は、当然、世間でも出ております。

そういった中で、自殺対策と、どうしても関連するのが、心、先ほど言われましたように、鬱、それから職業関係、今出ましたいじめ関係、全てにこう、影響してくるのではないかと、確かに思います。

その中で、よくチラシにも載っておるんですが、私も専門ではないので申し訳ないんですが、やはり本人で気づけば、一番最高なんでしょうけど、やはり、それを見守る周りの方、周辺の方、地域の方、家族の方、それぞれが気づきましたら、気づかれましたら、それぞれ、心のケアでも、窓口、県にもあります。町も保健師がおります。それから、そういったことで、私どもも紹介してまいりますので、そういったお気づきな点がございましたら、そういった窓口等に相談をいただければ、対応はしていきたい。

ただ、今回の、この事業メニューにつきましては、その前段の、その対策までの、言われるとおり啓蒙、地域住民の方に、こういう事業、展開の中で、啓蒙、啓発をしていく。そういった事業でございますので、額的にも、非常に少額でございます。これは、全国、本当に少額で皆さんやっていると思いますけど、そういった形で啓蒙、推進をしていく事業ということで、これは、ご理解を願いたいと。

また、その実際のほうは、各関係機関、今まで以上に、力を入れていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、ほかに、

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 21ページお願いします。

まず、一つ聞きたいのは、農地費の中で、15節の工事請負費と、それから19節の負担金補助及び交付金、これの説明をお願いしたいのと。

もう一つは、これを見てないんですけども、6月に大雨で災害がたくさん、たくさんと言うか、何か所かあったと思うんですが、それらの災害復旧という款がないんですけども、款と言うか目かな、ないんですが、それは、なぜなのか、お尋ねします。

[農林振興課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 農地費の中の工事請負費でございますが、これは、町単独の工事ですね、これで、今、おっしゃいました6月等に発生した大雨、山口県のほうも、ひどい目に遭ったということでございますが、こういった雨に伴うもので、人家裏等が、山が崩れたというようなところがございました。そういったことで、私ども、佐用町では、その時はですね、あまり大きな数ではなかったということで、農地費の中で、工事請負費という形での予算を組ませていただいたということでございます。災害という状況までは、まだ至っていない。大きな災害というところまで至っていなかったということでございます。

で、この時に、だいたい出てきたのは、私どもが、把握したのは、1戸でございます。ところが、こういったことは、発生するというのも予知されましたので、約4カ所分ぐらい。50万円の4カ所分ぐらいを見込ませていただいたということでの予算を置かせていただいた。工事請負で。

それから、負担金補助でございますが、こちらにつきましては、これは、単独の土地改良事業ということでございますので、幕山のほうにあります揚水機場の修理であるとか、そういったものと、また、家屋の土砂の除去ですね。落ちてきた時の。こういった緊急的にする分の、個人的にされた分、こういったものに対するの予算ということでの補助金を出させていただくということでの考えで、組ませていただいたということでございます。

もう1点の、災害復旧についてはということでございますが、災害復旧につきましては、当時、この予算を組んだ当時ですね、それほど、災害復旧という形では、まだ、ございませんでしたし、現実が、そういういったものがなかつと、災害復旧費という予算を組むのには、やっぱり災害が起きてからしか組めないという財政との調整もございまして、これにつきましては、今後、この議会中にできましたら補正を挙げさせて、追加補正を挙げさせていただけたらと思っております。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） ということは、例えばですね、災害復旧でなかったら、地元負担金とかね、そういった補助率、町でいうと、補助率の関係が違ってくると思うんですが、こ

の場合は、そしたら、どういう扱いをされるんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） この時の、この補正予算を組んだ当時は、通常の業務の中でという考え方をしておりましたので、いわゆる町の補助要綱に基づく 30 パーセントの補助を助成させていただくと。地元負担がですね、30 パーセントという形での予算を組ませていただいております。

ですから、入につきましても、30 パーセントの入を組んでおります。

で、これは、この当時の予算でございまして、今、言いました、その後、同じところが崩壊、これを完全復旧するまでに、また、次、来ましたのでですね、ですから、今後行う、実際行うところの工事におきましては、補助率をかさ上げさせていただくという考えを、今、持っております。

で、基本的には、町長とも相談しておりますが、人家裏につきましても、90 パーセントの助成。それから、普通の農地等につきましても、85 パーセントの助成という形を取らせていただけたらと思っております。それは、今後の、もう 1 回の補正の中で、再度、補正額を挙げさせていただくとともに、そういった地元負担の割合につきましても組みかえをさせていただくということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、8 ページでお伺いします。

8 ページの町債の関係で、臨時財政対策債の制度ができてから、合併前も合併後も、初めて発行可能額を減額するというような、今回、初めてのことじゃないかというふうに思います。

それで、この約 2 億 5,000 万円からの臨財債の発行可能額の減額、発行しませんということですが、これについても、これについて、確認したいと思います。

まず、ご存知のように、臨財債というのは、借金ですけども、単なる借金ではありません。100 パーセント交付税措置されますから、実質の地方交付税交付金というのが、その中身であります。そういうことからしたら、なぜ、借金でないのに、国が発行可能額、これだけ発行しなさいと、あとは交付しますと言っているのに、この減額されるのかという点の、基本的な考え方ですね。それが 1 点目。

それから、具体的な問題として、例えば、この 2 億 5,000 万円を、そのまま国の言うように、発行してね、例えばの話だけど、この 2 億 5,000 万円を減債基金へでも積み立てれば、毎年、どのくらいの利息が出るのか。決算で言うたら、百数十万円出るんじゃないかと思っておりますけども、これを発行して積み立てれば、百数十万円、毎年入るといような点で、一つは、デメリットが出るんじゃないか。

それから、二つ目に、健全化法も含めて、全ての財政指標というのはね、分母に、この標準財政規模、その構成である臨時財政対策債が入ります。だから、これ発行しないとい

うことになれば、当然、分母が小さくなりますので、財政指標が悪化というふうに思うんですけども、いやいや、発行しなくても、この5億5,000万円の、そのまま臨財債を、財政指標の計算の時に入れられるのかどうか。そのあたりについて、まず、お伺いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） まず、なぜ、減額したかということでございますけれども、これについては、今回、この臨時財政対策債の限度額というものが、5億4,963万9,000円ということで、確定発行可能額ということで、国のほうで決定されました。で、これにつきまして、今回の補正の中で、減額しておりますけれども、今回の9月の補正の中では、全体の中で財源調整ができるということで、判断させていただきました。

ただ、この臨時財政対策債というものにつきましては、この発行の有無にかかわらず、全額本債が発行されたものとしまして、その元利償還金に相当する額の全額が、公債費方式、これ理論的な元利償還金でございますけれども、後年度で、基準財政需要額に算入されます。で、これ借金と交付額の関係ということで、説明させていただくならば、借入した場合には、借入した金額に対して、後年度に交付税算入される金額は、ほぼ同額でございます。で、歳入歳出の収支でいきますと、これプラスマイナスゼロになろうかと思いません。

で、借入しない場合においては、この後年度の交付税算入額は増となってくると思いません。

で、仮に、今、言われましたように、基金に積みばということでございますけれども、これにつきましては、臨時財政の借入利率、これ25年5月でございますけれども、これが、約0.6パーセント。それから基金に預ける利率としまして、この5月段階では、0.3から0.34パーセントでございます。これを単純に計算しますと、臨時財政利率のほうが高いために、借入のほうが不利となるということで判断させていただきました。

合併以前に借りたものについては、1.4パーセント台の利率となっておりますけれども、今後、その預け利率が、例えば、高利になったとかいった場合には、これは再考する可能性というものは、残していると思えます。

まだ、全体の予算の中で、これを借りなければ対応できない非常事態とか、いろんなことが起きてくる可能性はあると思えます。絶対これから、これをほな、全て減額していくんだとか、借らないとかいうことは、この場では言えないと思えます。

で、これで、今、三つ質問されたこと、答弁させていただきたいというように思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 結局、発行しなくても、後々交付税として、発行したものとして措置されるということまで確認しました。

それで、もう一つあったのは、財政指標の関係がね、当然、臨財債が全額発行されたものとして計算されたらいいんですけども、実質の発行可能額を分母に入れられたら、それ

は指標が悪化するのあたり前です。どのような計算になるんですか。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） これちょっと、細かい計算は、ちょっとしておりませんが、
経常収支比率については、若干これ、今、言われるように、変わってくると思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） いや、だから確認として、発行しなければ、発行した分だけが分母
になるということですね。

[総務課長「はい」と呼ぶ]

16 番（鍋島裕文君） 経常収支比率は、23 年度で兵庫県下 2 位だったんだが、これ 24 年
度、ひょっとしたらトップかも分からないんだけど、それが 5 位か 6 位になるという
ようなことですか。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） そこまで細かい、何位とかいうことじゃない。若干の金額。総額か
ら言いますと、この占める割合は低いので、大きなパーセントの減にはならないと思いま
す。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。それでは、ないようですので、

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 歳出の関係で 10 ページなんです。

庁舎整備事業の関係で、工事請負費、当然、来年度の債務負担ということで、10 億円送
っています。当初はね。しかし、当初予算 10 億に対して 9 億円ということは、1 億円の
ね、工事をやりますということになるわけで、これちょっと確認したいのは、この 1 億円
の工事の内容と、それからもう、入札は、どの程度、その 1 億円の工事の中で、例えば、
体育館の解体なんかやっておるのかも分かりませんが、そのあたり、どういう進捗にな
っておるのか。とりあえず、今年度の 1 億円工事の中身について説明願います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） まだ、入札は行っておりません。

で、この1億円の内容ですけれども、現在、予定しておりますのは、体育センターの取り壊し、それから、民家、1軒購入分の取り壊し。民家ね。それから、外構工事ですね。外構工事。それから、庁舎の建築に入るんですけれども、この部分の一部になろうかというふうに思います。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、ほかにないですか。

それでは、ないようですので、これで、本案に対する質疑を終結します。
ここでしばらく休憩をしたいと思います。再開を11時5分といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開しますが、冒頭に報告しなければならなかったんですが、南光支所長の小野功記氏が病気検査のために休みということの報告を受けております。

それでは、佐用町一般会計補正予算の質疑を終結します。
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第65号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第65号、平成25年度佐用町一般会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第66号 平成25年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第2、議案第66号、平成25年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います、ございますか。ありませんか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第 66 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 66 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 66 号、平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 67 号 平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 3、議案第 67 号、平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います、質疑ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 65 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 67 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 67 号、平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第68号 平成25年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第4、議案第68号、平成25年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、3ページお願いします。

繰越金の関係で、実はこれ、一般会計補正の時でも聞いてもよかったんですけども、一般会計、特別会計全体を通じて、24年度決算額の繰越額とピタリのもので、食い違っているものと、バラバラにあります。で、この介護保険会計では、繰越金が116万1,000円ということで、24年度の介護保険会計決算では、116万2,000円ということで、1,000円違っておるんですね。

で、ちょっと確認したいのは、会計によって、前年度決算額とピタリ合っているのと、1,000円違いが、少ないのが多いんだけど、バラバラなんだけど、このあたりは、どういう、これ会計処理で、そういうことになるのか。つまりもう、決算はね、当然、5月31日締め切って、8月段階で、一般会計でいうたら、基金繰入分と繰越分と明確に金額出ても1,000円は違うというふうな処理になっておるんだけど、この介護保険でも1,000円違います。24年度決算とね。繰越額が。そのあたり、どう見たらいいんでしょう。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） ご質問は、全般のこの話かも知れないんですけども、介護保険のほうから申し上げますと、介護保険の場合は、ほかの医療関係でもよくあると思いますけど、実際に利用された月から、実際に精算するまで、非常にこう、時間等が、月日がかかっております。

例えば、2月締めですと、3月に審査期、実際は4月と、2カ月遅れというような形で、今回の介護保険のほかの補助金関係でも、要するに翌年精算というような形が出てきているのと同じで、非常にこう、期間がかかります。その関係で、今回の繰越金についても、確かに、ゼロというのは、決算上はぴったし合うというのは理想かも知れませんが、介護保険の、この会計につきましては、例年どおり3月の補正で概ねの見込みをし、そして、最終的には繰越で調整をしているというような形で、毎年こう、決算を挙げさせてもらっていると思います。

ただ、ほかの会計との絡みということになりますと、ちょっと、私のほうは、意見のほうは、差し控えさせてもらっておきます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 総務課長、お願いできたらよろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 一般会計で言いますと、今回もう、一般会計終わったんですけれども、2億2,052万9,000円ですけれども、これについては、決算4,113万1,000円で、決算。それから、ご案内のとおり実質収支額のうち、この地方自治法で認められるの、233条の2の規定による基金の繰入金が本年度であれば2,060万円あります。これは、2分の1以上基金に積み立てるか繰上償還ということになっておりますけれども、これをマイナスしまして2,052万9,000円ということで、一般会計のほうは、端数処理の関係ありますけれども、プラスマイナス合っていると思います。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

[総務課長「おかしいですか」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 国保会計であり、後期高齢者医療保険会計については、実質収支の残額、そのままズバリが繰入金として挙げております。

議長（西岡 正君） 鍋島議員、よろしいか。
はい、ほかにありますか。ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますか、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第68号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第68号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第68号、平成25年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第69号 平成25年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第1号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第5、議案第69号、平成25年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第69号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第69号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第69号、平成25年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第1号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第70号 平成25年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第1号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第6、議案第70号、平成25年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行いますか、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 一応、説明は、簡単に町長のほうから受けたんですが、ページ、歳出のところで14ページですが、委託料、

〔「4ページやろ」と呼ぶ者あり〕

8番（笹田鈴香君） あっ、ごめん。4ページ、自分で印つけとった。すいません。

4ページで、委託料ですね。下の10款の15項の10目の13節委託料と、それから工事請負費の3,550万と800万円、これの説明を、ちょっともう少し詳しく教えてください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長、答弁願います。

上下水道課長（上野耕作君） これにつきましては、町長に答弁していただいたんですけれども、この度ね、河川改修に絡みまして、佐用簡水ですね、佐用水源と真盛水源が、河川の改修に伴いまして掘り下げ等がございます。その関係です、どうしてもですね、地下水位の低下ということがなりますので、その関係で、水源の掘りかえというようなことが起きてまいります。それに伴う、測量調査設計委託料でございます。3,550万。

それと合わせて、もう一つ、工事請負費につきましては、これは、旧南光町、南部浄水場でございます。これも、これにつきましては、沈澱池ですね、要は、鋼製の沈澱池があるわけなんですけれども、これが、経年で相当腐食が進んでおります。これの修繕を行うということで、800万、予算を計上させていただいております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

8番（笹田鈴香君） はい。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第70号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第70号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第70号、平成25年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第1号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第71号 平成25年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第7、議案第71号、平成25年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

次、討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 71 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 71 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 71 号、平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 72 号 平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 8、議案第 72 号、平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから、討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 72 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 72 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 72 号、平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 9．議案第 73 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 9、議案第 73 号、平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから、討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 73 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 73 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 73 号、平成 25 年度佐用町西
はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決さ
れました。

日程第 10. 議案第 74 号 平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出に
ついて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 10、議案第 74 号、平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別
会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 歳出のところで見ます。2 ページですが、11 節の需用費で修繕料
ですが、これの内容をお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） これにつきましては、落雷があった時に、放送設備が、ちょっ
と故障しました。で、今、緊急修理で、通常使えておるんですけども、これの修繕を考
えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 落雷とかですと、火災保険とか、そういった保険は、使えないんで
しょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 今、調査しておりますので、決まりましたら、実際、調査をし、修理内容を確認し、火災保険の対応ができるようであれば、火災保険のほうを、また、計上したいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにごございますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これから、討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 74 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 74 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 74 号、平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 75 号 平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 11、議案第 75 号、平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから、討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 75 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 75 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 75 号、平成 25 年度佐用町歯

科保健特別会計補正予算案（第1号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第76号 平成25年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第1号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第12、議案第76号、平成25年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結します。
これから、討論を行いますか、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第76号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第76号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第76号、平成25年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第1号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第77号 平成25年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第1号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第13、議案第77号、平成25年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） ページ数で、最初から出てるんですけども、最後の4ページで分かりやすいと思うので、お尋ねしますが、業務勘定のところの出ですが、出の、私、見にくいんですが、給料のところがありますが、合計が358万9,000円。これを見ますと、人事異動に伴う増額とあるんですけども、普通、減額措置の、今回の補正は、減額措置が人件費多かったんですが、次の水道事業のところで見ますと、それには、減額措置と、それから人事異動と二つあるんですけども、農業共済の場合は、減額措置はなかったのでしょうか。

この人事異動だけの増額になるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 総務課長ですか。はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） この共済については、給料が高いというたらおかしいんです、給料の高い職員と、それから年齢構成の関係で、こういった現象。差引しまして、こういう結果が出ております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、ほかにございせんか。ないようですから、質疑を終結します。
これから、討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 77 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 77 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 77 号、平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 78 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 14、議案第 78 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題とします。
これから質疑に入りますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3 番（岡本義次君） 9 ページ、資本的支出の分で、負担金で 2 億 3,940 万 4,000 円、これと、それに伴ってですね、10 番の工事請負費の中で、2 億 2,527 万 2,000 円、これについてですね、場所と移設のメーターの延長いうんですか、それらについて、ちょっと説明をお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） まず、工事負担金 2 億 3,940 万 4,000 円でございますけれども、これにつきましては、河川改修に絡みまして、先ほど、簡水でありましたけれども、久崎浄水場、それから大酒浄水場の関係でですね、水源の水位が、地下水位が下がるということで、当然これも、位置の検討、それから掘りかえ等出てきます。それにかかる補償金ということで、県のほうから負担金をいただきます。

それと、もう一つ何だったかいな。

工事請負金につきましては、これも同じく河川改修でですね、家内の家内橋の左岸ですか、国道側ですね、が、今度、広がります。その関係で、そこに水道管が通っております。その配水管の移設工事ということでございます。その追加工事でございます。はい。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） そしたら、笹ヶ丘のとことか、多賀橋とかの分については、これらには入ってないということですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） 多賀橋はですね、これは、上水会計でございませぬ。簡水の関係でございますので、簡易水道特別会計のほうでございます。

それと、笹ヶ丘につきましては、これは、平成 24 年度繰越事業ということで、今、現在やっております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、質疑を終結します。

これから、討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 78 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 78 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 78 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
次の本会議は、明日 9 月 25 日午前 10 時より再開し、一般質問を行います。
それでは、本日はこれにて散会します。大変、御苦労さんでございました。

午前 11 時 25 分 散会
